

京都市告示第191号

土壤汚染対策法第5条第4項の規定に基づき、平成19年4月25日付け京都市告示第30号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除します。

平成19年8月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 指定を解除する区域

京都市下京区西七条東久保町55番地及び梅小路東町83番地の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則第18条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

(環境局環境企画部環境指導課)